

令和3年度秋田市社会福祉審議会 第1回地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和3年6月29日(火) 13時30分から15時00分まで

場 所：秋田市役所本庁舎5階 正庁

出席者：委員15人

事務局 ○地域福祉推進室

東海林室長、高橋参事、相場副参事、石川副参事、加藤副参事、
進藤副参事、小松主任、渡部主事

○障がい福祉課

古木課長、鎌田主席主査

○長寿福祉課

畑山課長、佐藤主席主査、品川主査

欠席者：宇佐見昭一委員、尾野恭一委員、黒崎義雄委員、佐々木真委員、
三浦喜美子委員

【専門分科会長の選出】

秋田大学大学院教育学研究科教授の原委員を全会一致で選出

【議事】

(1) 副専門分科会長の指名

原分科会長が秋田市社会福祉協議会長の黒崎委員を指名

主な意見

(2) 第4次秋田市地域福祉計画および秋田市再犯防止推進計画の取組について

(船木孔委員) ○前年度開始したひきこもり世帯に対するアウトリーチ支援は
どのように進めているのか。

(事務局) ○一昨年度に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連
携を図りながらアウトリーチの対象者を調査し、50名程度
の対象者を洗い出した。昨年度は、洗い出した対象者に対し
て訪問の可否等を確認し、訪問の了解が得られた方に対して
訪問支援している。さらに広報あきた等で制度の周知を図り、
相談があった人についても支援している。

(船木孔委員) ○アウトリーチの専門員は何名配置されているのか。

(事務局) ○専門員は1名である。

(船木孔委員) ○対象者が50名おり、支援には多機関との連携が必要な中で、

専門員 1 名で対応可能なのか。

- (事務局) ○人数が適切であるかどうかは今後検討する。専門の職員は 1 名だが、生活支援担当職員は複数名配置されているので、他職員と連携しながら総合的に相談体制を構築している。
- (綿貫委員) ○前年度再犯防止推進計画を策定しているが、市の再犯についての実態を伺いたい。
- (事務局) ○本計画の概要を説明させていただく。秋田市においては 209 名の再犯者、180 名の初犯者がいる。再犯者のうち 3 割程度が 65 歳以上、罪種別だと窃盗犯が多いという傾向がある。また無職者が 55% と有職者よりも若干多い。そのような状況を踏まえて、福祉関係の支援も取り入れながら、広く支援できるような体制づくりについて計画を策定した。
- (綿貫委員) ○再犯者のうち、3 回以上の犯罪を行っている、いわゆる累犯の方は何名いるのか。
- (事務局) ○個別の事案は把握していないので、累犯者が何名いるかは把握していない。しかし、複数回犯罪を行っている方は一定数いる。
- (綿貫委員) ○認知症や知的障がいの方はどの程度いるのか。
- (事務局) ○本計画は今年度が初年度なので、今後詳細な調査を進める予定だが、国の調査によると本市は高齢の窃盗犯が多い傾向である。策定の中で出てきた事案を聞くと、高齢者は物忘れが多くて犯罪を繰り返すケース等もある。その場合は適切な福祉サービスにつなげる必要があると感じている。
- (藤原委員) ○綿貫委員の質問について、弁護士の立場から追加で回答させていただく。私の体感としては、本市では高齢者の万引きが多い印象である。その中で高齢により金銭管理能力が低下し、お金に関する漠然とした不安を抱えて万引きをしている方が一定数いる。このような方は孤立していることが多く、個人的には大型スーパー等に相談所を設けた方が良いのではないかと考えている。万引きをした際に注意して終わりではなく、その後適切なサービスに繋がなければ、根本的な解決にはならず罪を繰り返すこととなる。再犯防止の取組は、その地域に多い事例に即した具体的な対応が求められる。
- 本計画の取組の中で、公営住宅への公平な入居機会の確保

が挙げられている。犯罪者ということで高齢者施設入居の際に嫌厭されることもあり、出所後に居場所がない方が多くいる。そのせいで再犯を繰り返すケースもある。そういった方の入居枠を設けられないのかとの県主催の再犯防止推進協議会の際に発言したところ、入居基準は法律や条例で定められており、公平に審査しなければいけないため、特別に枠を設けるような対応は難しいとの回答であった。

秋田市では令和3年度の実績として、公平な入居に関する他都市の実績状況や課題について調査を行うとのことだが、入居に関して実際に本市で何か実績や成果があったのか。

(事務局)

○本計画は本年度から始まったので現段階での実績等はない。市営住宅について、出所者への入居枠は設けていないが、生活困窮者という中で、必要な住居の確保を進めていきたい。

(原委員(議長))

○本計画そのものは今年度からということであるが、今までも既存の行政サービスの中で様々な形で支援している。本計画により、一層進めてもらいたい。

(3) 秋田市成年後見制度利用促進基本計画(仮称)の策定について

(綿貫委員)

○成年後見制度利用支援事業(報酬助成)は、予算が足りていなくてこの件数なのか。

(事務局)

○予算は足りている状態での件数となっている。

(小林委員)

○今まで成年後見制度が浸透しなかった背景には様々な要因があると思う。私は知的障がい者の親の団体であるが、知的障がい者にとって利用のメリットが分からなかったことも大きな要因である。今までの本制度は財産の管理等ばかりに注目され、本人の権利を擁護することが疎かになっていた。被後見人が何を求めるかということ、本人の気持ちをくみ取ってくれるかといったところが一番である。この数年で国でも意思決定支援の重要性を理解し、ガイドライン等で示している。市としても、後見人等に対して、意思決定支援の研修を進めて欲しい。またこのような考え方を計画にも反映していただきたい。

(事務局)

○今まで、後見人は専門職団体に所属し、その専門職団体が研修等を行うことで後見人としての質を担保していた。今後計画を進める中で市民後見人の利用を視野に入れば、専門職

団体には属さない後見人が出てくる。その場合は市が研修を行い、後見人の質の担保をする必要が出てくる。今後専門職団体との連携をとり、すべての後見人がその職責を担えるような計画にしていきたい。

(小林委員)

○成年後見制度の関係者に、意思決定支援の意識を醸成していくようお願いしたい。

(藤原委員)

○報酬助成の件と意思決定支援の件について、私の意見を述べさせていただきます。

報酬助成について、表を見ると横ばい傾向だが、これは運用によって今まで受けられていた人が受けられなかったという話を耳にする。今後増加する可能性があるのであれば予算も増額する等、考慮していただきたい。報酬がもらえないことが分かれば後見人業務を仕事とする専門職は受任しないことも考えられる。それを市民後見人に受任させることのないように、報酬助成の運用について専門職と話し合う機会を設けていただきたい。

意思決定支援の件について、私は昨年県主催の意思決定支援の研修の講師をさせていただいた。研修している中で、専門職のみならず、福祉現場で本人を支援する方達にも理解が足りていないように感じている。意思決定支援をするには、本人がどんな風に考えているか、日常生活をどのように過ごしているか等、詳細なアセスメントが必要となる。そのため後見人だけでなく、日常的に本人の支援をしている方にも非常に負担のかかる仕事である。後見人のみならず、本人に関わるすべての人々の意識醸成も必要である。さらに、その時間と労力への対価も必要となる。一人の被後見人のために多くの人の時間と労力を使うこととなるので、その前提を理解した上で計画を策定する必要がある。

(事務局)

○報酬助成の件について、予算の話をする例年の予算執行率は6割程度であり、お金がないから報酬助成を行っていないという事実はない。本事業の対象者は主に生活保護受給者である。生活保護受給者以外の対象者によっては自治体によって基準が異なるが、本市はあくまでも生活保護制度に準じた取扱としている。支払いに不安がある事例があれば個別に対応するので市に相談いただきたい。

意思決定支援について、被後見人のアセスメントを目的として会議等を開いた際の報酬等必要なのではというご提言だが、既存の会議体で個別支援を検討する場がある。現在は医療分野・介護分野の支援者に出席してもらっている。このよ

うな場に成年後見制度の司法関係の方も出席していただければと考えている。既存の会議体であれば報酬支払いも可能である。既存の仕組みを利用しながら意思決定支援の方策について議論していければと考えている。

(藤原委員)

○市民後見人についても話があったので、お話ししたい。市民後見人については身寄りもなく、報酬を支払う資産もないといったケースについて、市民がボランティアに近い状態で対応する制度となる。しかし、本来は専門職が受任しないケースを受けてもらったり、専門職が不足した場合に補ってもらいといった趣旨のものではない。市民後見人を実施する場合は、制度設計を明確に行い、市民後見人に過度な負担がかからないようにしてほしい。

(事務局)

○市民後見制度については、市としても慎重に検討すべきだと考えている。今後、市民後見人の可否も含めて市としてどのようにして取り組むのかについても本計画等で考えていくこととなる。次回以降、具体的に審議いただきたい。

(遠藤委員)

○市民後見人について、何でもボランティアに任せればよいという制度のように思える。成年後見人制度について調べてみると、支援内容が複雑である。またかかる費用についても様々であると書かれており、プロである専門職の方々の意見を伺いながら進めて行かなくてはいけない。

(事務局)

○市民後見人については、県内のいくつかの自治体で研修を行い、養成していると聞いている。ただ、後見の受任には至っていないのが実情である。市民後見人が盛んな大阪市は、市民後見人がいなければ成り立たないという実情もあると思う。大都市の状況が本市に当てはまるかという点、必ずしもそうではないと考えている。そのような状況も踏まえながら、市として市民後見人を進めていくかどうか検討していきたい。

(近藤委員)

○自分の所属しているリーガルサポートあきたについて、紹介させていただく。リーガルサポートあきたは専門職団体として、後見人の養成と指導監督を行っている団体である。所属している会員は年2回の業務報告を義務づけており、各会員の業務の執行状況を団体として監督している。その他に研修の受講を義務づけている。現在の本団体での受任件数は、県内で後見・補佐・補助含めて296件となっている。秋田県内の成年後見制度の件数は約1,000件なので約3割を本団体

で担っている状況である。私が受任しているのは10件、うち6件が市内在住でさらにそのうち3件が生活保護受給者である。ちなみにこの3件はすべて精神障がい者でグループホームや施設で生活しており、月1～2回本人と面会している。先ほど意思決定支援の話があったが、私自身も厚労省で開催した意思決定支援の研修を受講した。また団体としても意思決定支援には力を入れており、個別に研修も行っているが、一人ひとりの希望を探っていくのは非常に難しいと感じている。また本団体として市民後見人にも力を入れているのだが、先には進んでいない現状がある。ただ、市民後見人に向くパターンもあると感じている。1つ1つのケースを精査しながら市民後見人に受任していただくケースも探れば良いと考えている。

(船木聡委員)

○普段、認知症専門病院の専従ソーシャルワーカーとして勤務している。医療機関としての現状と課題についてお話ししたい。認知症の方は金銭管理ができないので、その時点で申立て対象となるのだが、多くは家族が金銭管理を行っている。中には家族が本人の金銭を使用しているケースもあるが、家族が身上監護も行っているため虐待に至っていないケースもある。また申立てを行うことで家族との関係が疎遠になったり、判定費用が高額になったりするるので、医療機関としては制度の紹介はできるが強く勧めることができない現状がある。そのため制度のメリットを本人や家族に周知する必要性があると感じる。中核機関ができることにより作成が煩雑である各種書類の対応をしてもらえ、家族や医療機関からの相談支援も応じてもらえるので、ありがたい。

事務局へ1点質問がある。市長申立てを行うと身辺調査等の関係で決定までに相当期間かかっている。今現在、市長申立て業務を行っている職員は何名か。また今後増員する可能性はあるのか。

(事務局)

○市長申立てにあたる職員として主務が1名である。申立ての事案が重なってくる場合は副務の職員と複数名で対応している。

(和田士郎委員)

○私は福祉分野の専門職として後見人を受任している社会福祉士会として現状の報告をさせていただく。本団体は養成研修を受講しなければ後見人になれないこととしており、毎年養成研修を行っている。例年20～30名ずつ受講しており、後見人となれる人員を増やしている。その他に、年2回の報告義務化、不明点があった場合の相談窓口の明確化を行って

いる。このように本団体で後見人の養成をしているものの、実際に受任できないケースが多くある。社会福祉士は施設や事業所などに勤務しており、本職と後見人業務の両立に困難を伴う。後見人になれば必要に応じて夜中に駆けつけるような場面も出てくる。そのような際に、職場の理解がなければ対応できないので、受任したくても出来ない現状がある。参考までにだが、大阪府の社会福祉士会では1人あたりの受任件数を10名程度に押さえるとしていた時期があった。受任件数を増やすことで、収入は上がるものの、被後見人に関わる時間を確保するために制限を設けたとのことである。

(船木孔委員)

○私の所属している地域包括支援センターも成年後見制度の普及啓発に携わっている事業所であるが、現状を申し上げる。私は9年間地域包括支援センターに勤務しているが、市長申立てが1年に1回程度、家族申立てが9年間のうち1件である。啓発活動は各包括支援センターで行っているが、実情はその程度であることと、再三他委員から意見があったが、本事業を進めるに当たっては専門職団体との連携が必要不可欠だと感じている。

事務局に質問だが、秋田市の成年後見制度利用者335名のうち受任者の内訳は把握しているのか。

(事務局)

○受任者の内訳までは把握できていない。

(原委員(議長))

○各委員の立場からの現状などを報告してもらい、本計画の内容について、貴重なご意見をいただいた。労働に対して対価を支払うことや、特定の機関に過度な負担がかからないような制度設計をしていくため、次回以降も委員の皆様の専門的なご意見をいただきながら進めて行きたいと思う。他には何か意見があるか。

(事務局)

○今回のご審議を踏まえて意見等も出てきたと思う。資料の最後に「意見書・質問書」を添付したので、意見等いただければ幸いである。

【その他】

(特になし)

(以上)